

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
ニタコンサルタント株式会社	徳島県徳島市川内町鈴江西38-2

### 2. 指名停止措置期間

令和5年3月31日 から 令和5年4月30日 まで (1ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

上記有資格業者であるニタコンサルタント(株)は、四国地方整備局徳島河川国道事務所発注の「令和4年度 海部野根道路(多良地区)地質調査業務」において、非乗用モノレールのレール設置作業を行っていた際、モノレールが既設の急傾斜面のレール上を上っている最中に、モノレールの動力車と荷物台車を番線で仮留めした連結部が破断し、一次下請の作業員と資材を載せた荷物台車が後方へ暴走し、レールの屈曲部で止まった衝撃で、荷物台車に乗車していた一次下請の作業員が投げ出され、斜面を転落し負傷させた。

### 5. 指名停止措置理由

「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

### 指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)